



ゼロからわかる インド特許実務

8月24日(火)
13:30~17:00

受講料

会員：無料
一般：5,000円(税込)

対象

インド特許実務に関心をお持ちの方。
技術知識、技術分野、インド特許実務
経験は問いません。

申込

[http://www.jiii.or.jp/kenshu/
chizaikenshu_tanki.html](http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu_tanki.html)



講師：高橋 明雄 氏

グローバル・アイピー東京特許業務法人
代表弁理士

2003年…東京大学理学部物理学科 卒業
2005年…東京大学理学系研究科物理学専攻 修士課程修了
2005年…キヤノン株式会社 入社(知的財産法務本部)
2005年…弁理士試験合格
2009年…グローバル・アイピー東京特許業務法人 入所
2009年…弁理士登録
2010年…米国パテントエージェント試験合格
2011年…米国特許事務所駐在(ワシントンDC)
2012年…グローバル・アイピー東京特許業務法人 復帰
2013年…グローバル・アイピー東京特許業務法人 代表弁理士就任

アジェンダ

第1部:Introduction

第2部:出願

- ◆出願手続の概要
- ◆審査開始条件と審査スピード
- ◆外国出願情報提供制度(特許法第8条)

第3部:中間

- ◆FER対応
- ◆補正要件(特許法第57条)
- ◆分割出願(特許法第16条)

第4部:権利化後

- ◆異議申立制度(特許法第25条)及び
特許無効審判(特許法第64条)
- ◆特許発明実施報告(特許法第146条)
- ◆強制実施権(特許法第84条)
- ◆特許年金(特許法第53条)

第5部:その他

- ◆発明でないもの
>コンピューター・プログラム(特許法第3条(k))
>特許法第3条(d)
- ◆インド居住者による発明(特許法第39条)

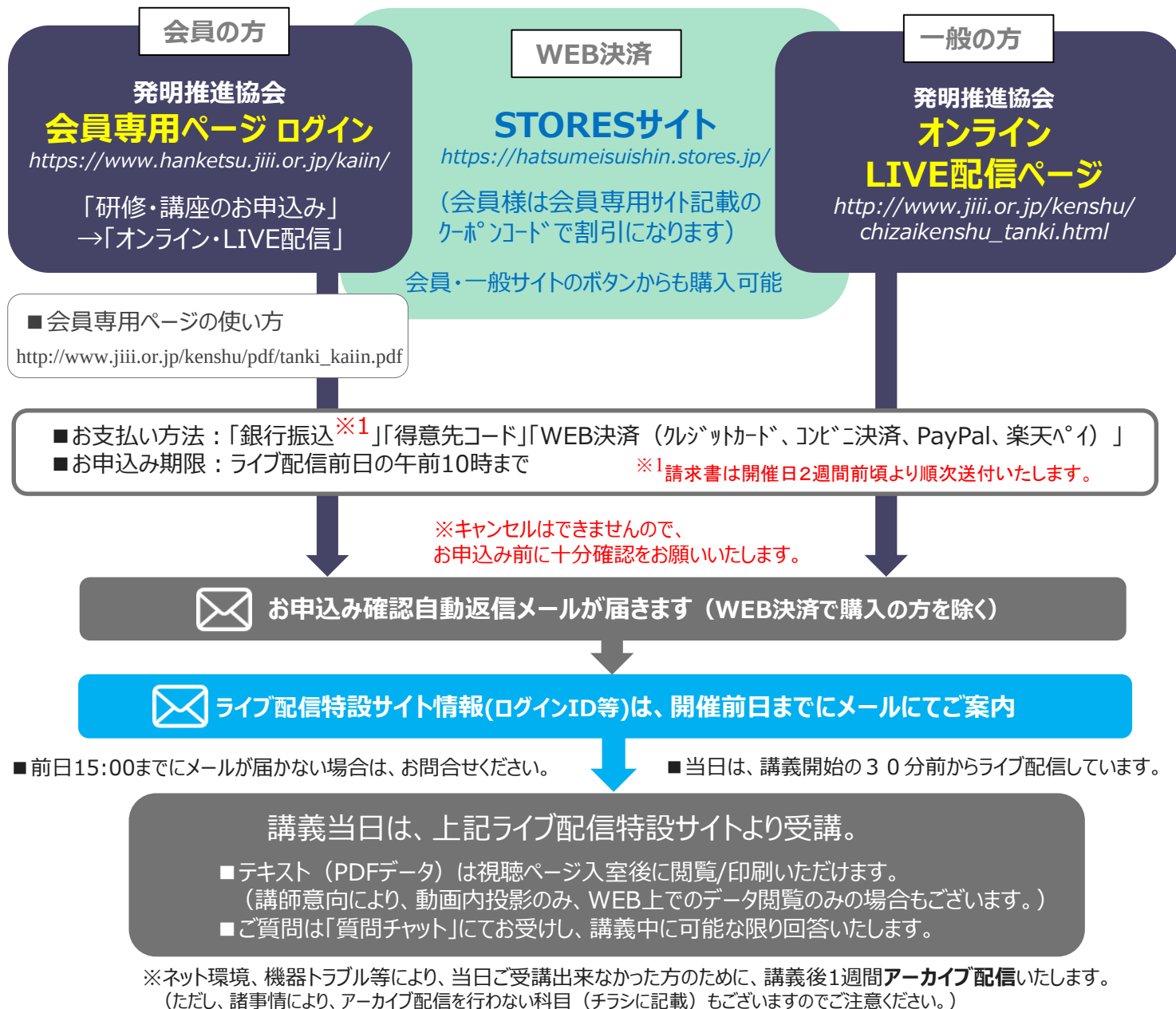
◆複数のインド代理人に同じ質問をしても回答が異なるため、対応策を決めることができずに困った経験をお持ちの方も多いのではないのでしょうか？

◆最高裁や知財高裁の裁判例の蓄積により法律上の問題点がほとんど解消されている日本の特許制度とは異なり、新興国においては特許制度そのものが十分に確立されていないことも珍しくありません。インドでは法解釈や運用が不明確なものが多数存在し、インド代理人自身も明確な回答を持ち合わせていない場合があります。インド代理人によって回答が異なるのは、各インド代理人が個人的意見を述べているためです。

◆本セミナーでは最新の裁判例や審決、近年の審査スピード向上に伴う拒絶理由通知(FER)への対応やその後の流れも取り上げながら、法解釈や運用が明確な部分と不明確な部分に分かるように説明いたします。法解釈や運用が不明確な部分については可能な限り複数の解釈を紹介し、各解釈に基づく対応策のメリット/デメリットを説明します。

- 「Vimeoライブ」を利用したライブ配信となります。

お申込み前に視聴テストページ（ <https://jipii-live.com/test/> ）より視聴できるかご確認ください。



◆お申込みについて◆

- ①受講にあたっては、各WEBサイトからお申込ください。(お申込み前に視聴テストページより視聴できるかご確認ください。)
- ②受講料の「会員価格」とは、(一社) 発明推進協会、(公社) 発明協会、各地域の発明協会のいずれかの会員である場合に適用されるもので、**会員専用ページから申込みいただくことで会員価格の適用を受けられます。**
- ③定員に達するまで、先着順で受付けます。
- ④銀行振込を選択のお客様へは、請求書を開催日2週間前より順次送付いたします。期日までにお支払いをお願いいたします。
- ⑤**キャンセルはできません。お申込み前に十分確認をお願いいたします。**

◆領収書について◆

領収書の発行は行っておりません。各決済ごとに発行される書類が領収書扱いとなりますので、そちらをご利用ください。

※弊会発行の書類が必要な場合は「購入明細書」(PDF) の発行を承ることが可能です。

お申込み講座名、お振込日、お振込者名について、(kouza-form@jiii.or.jp)へご連絡をお願い致します。

◆ご視聴について◆

以下の行為は禁止されております。

複数人での聴講、講義の録音・録画、講義資料を申込み者以外の第三者に共有すること、講義資料の二次利用。

(なお、上記行為は例示であり、上記以外にも弊会が不適切と判断する行為を発見した場合には、利用制限・アカウント停止などの措置をとらせて頂く場合がございます。何卒ご了承ください。)

◆その他◆

以下の場合は開催を中止することがあります。

申込者数が15名に達しない場合、天災等により講座開催が危ぶまれる場合、その他円滑な開催が不可能となる場合。